

環境福祉常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
平成24年3月8日（木） 午前9時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。
委員長 松元 深 君 副委員長 田代 昇子 君
委員 前島 広紀 君 委員 有村 隆志 君
" 新橋 実 君 " 池田 守 君
" 今吉 歳晴 君 " 前川原正人 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。
なし
- 5 傍聴議員は次のとおりである。
なし
- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。
生活環境部長 平野 貴志 君 環境衛生課長 越口 哲也 君
衛生施設課長 梅北 悟 君 保険年金課長 小野 博生 君
生活環境政策G長 萩元 隆彦 君 施設整備G長 宮永 修 君
施設管理G長 中馬 聡 君 国民健康保険G長 安栖 賢一 君
生活環境政策G主査 石神 幸裕 君 生活環境政策G主任主事 岩元 克磨 君

保健福祉部長 宮本 順子 君 保健福祉政策課長 花堂 誠 君
長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君 保健福祉政策G長 新窪 政博 君
長寿・介護G長 住吉 謙治 君 長寿・障害福祉G主任主事 南郷 正輝 君
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。
書記 吉村 祐樹 君
- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。
議案第4号 霧島市国民健康保険条例の一部改正について
議案第5号 霧島市介護保険条例の一部改正について
議案第14号 指定管理者の指定について（牧園・横川地区し尿処理場）
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時00分」

委員長 松元 深 君

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は、去る2月27日の本会議で本委員会に付託されました議案3件の審査を行います。本日の審査はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

ご異議がないようですので、そのようにさせていただきます。まず、議案第14号、牧園・横川地区し尿処理場の指定管理者の指定について、現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時1分」

「再開 午前11時25分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第14号について、執行部の説明を求めます。

生活環境部長 平野 貴志 君

施設の現地調査は大変ご苦労さまでした。議案第14号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本案は、霧島市牧園・横川地区し尿処理場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。霧島市牧園・横川地区し尿処理場につきましては、施設の処理業務及び維持管理を指

定管理者に行わせることができるよう所要の条例改正を経ました後、平成23年11月21日より指定管理者の公募を行い、応募のありました4団体につきまして霧島市指定管理候補者選定委員会におきまして審査を行ったところです。同選定委員会におきましては、申請者から提出を受けました事業計画書等の審査、申請者からのプレゼンテーション及び申請者に対するヒアリングなどを踏まえ評点を行いまして、最高得点者である株式会社三州衛生公社を候補者と選定する旨の委員会報告がされたところです。以上のことから、同候補者選定委員会の報告を踏まえまして、同候補者を、平成24年7月1日から平成29年3月31日までの4年9か月間、霧島市牧園・横川地区し尿処理場の業務管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、衛生施設課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

衛生施設課長 梅北 悟 君

議案第14号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本市では、現在、「霧島市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針」を定め、技能労務職員（現業職）の採用は行わない予定といたしておりますことから、技能労務職員の退職後の施設管理運営方法を検討する上で、指定管理者制度の導入は重要な要素となっているところです。このため、牧園・横川地区し尿処理場におきましても、霧島市公の施設の指定管理者制度導入に関する指針（平成18年10月）などにに基づき同制度導入の方針を決めまして、所要の条例改正を行った後、去る11月に公募を行ったところです。応募のありました4団体につきましては、先ほどご説明申し上げます審査を経まして、霧島市指定管理候補者選定委員会におきまして、株式会社三州衛生公社が指定管理候補者に選定されたところです。また、その選定に際しましては、次のような意見が述べられ適当と認められたところでもあります。

- ・対象施設の処理方式を熟知した上で、施設内の各処理槽の清掃管理を徹底すること等により、施設全体の延命化への対応が期待できる。
- ・節電、薬剤使用及び節水など省エネについての具体的なコスト削減の提案がなされ、運転経費の経済的な執行及び費用対効果を高めるための専門的な知識により効率的な運転管理が期待できる。
- ・他社に比較し、展開する業務拠点が地理的条件に優れ、社内における専門職員のサポート体制が期待できる。
- ・現在管理されている他自治体の類似施設において、修繕や運転経費の削減に取り組むなどの実績と考え方を持っている。
- ・他社と比較し、し尿処理に直結した技術スタッフが多く、処理場の近隣に営業所もあることから、処理場設備の不具合やトラブル発生等の緊急時において、総合的かつ効率的な応援体制が整っている。
- ・運転に必要な有資格者や専門技術者が近隣に居住するなど、社内及び協力会社の人的な応援体制が充実しており、他社と比較し安定した運転管理と応援体制が確保できる。
- ・会社の持つ実績とノウハウをもとに、施設全般の管理、改修方法及び施設延命化についての助言・提言が期待できる。

以上のことから、同選定委員会の候補者を適当と判断し、平成24年7月1日から平成29年3月31日まで4年9か月間、指定管理者として指定しようとするものです。よろしくご審査いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 前川原 正人 君

現地調査はありがとうございました。2、3お聞きしておきます。まず、今現在指定管理者ではなくて技術職員ということで3名の方が業務に携わっていらっしゃるわけなんです、そこで指定管理に向けて計画がされているわけですが、今後、今いらっしゃる方たちの処遇はどういうふうに変化をしていくのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

先ほど現場でもご説明申し上げますように、市職員として2名、そして臨時職員として1名があの現場で勤務しております。市職員2名につきましては、実はあの施設は1名が現業職員で、1名は事務職員ですけれども現場での作業をするという形であっておりますので、定期の異動の段階で、普通に人事異動で異動させる形になろうかと思っております。現業職員のほうにつきましては現業としてできる職場が限られておりますので、本人の希望も聞きながらですけれども、7月1日以降の処遇につ

いては清掃センターとか、本人の希望等を聞きまして勤務体制を決めていきたいと思っております。あと1名臨時職員という形にいる職員につきましては、普通の定期異動ではできませんので、今本人の希望を聞きまして、そのまま霧島市の臨時職員で勤務していきたいという希望でございましたので、今現在、清掃センターでの勤務ができないかを協議しているところでございます。

委員 前川原 正人 君

それから、先ほどいただいた課長の口述書の中で、いわゆる今までの流れといいますか、指定管理にするというのが経費の削減が一番の目玉といいますか、主眼を置いたということになってきたという経過があるんですけども、例えばその経費の削減という点では、大体指定管理にするということではどの程度の経費の削減というのを予定されていらっしゃるんでしょうか。結局、今現在いくらかかっていて、指定管理にすることによってどのくらいにの経費削減になるのか、比較対照をお願いします。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今現在の経費という形を出しているのではなくて、公募する段階で過去3年間の消耗品とか燃料費とか委託料とか、それぞれ金額による差がございますので、それらの経費を3年間の平均、その0.95くらいを掛けて公簿の段階でみました。それとあと人件費といたしまして3名勤務できる状態。ほかの公共施設の指定管理になりますと、基本的に200万くらいというような人件費単価を示されているのですが、こちらはやはり特別な資格を有した職員を配置し、最終的に水質基準に合致した水質の水を放流するという責任を負っている職場でございますので、若干高めの査定をしていただきまして、それらを含めまして、募集するときの基準価格というのを5,050万6,000円の金額を公募する際お示しいたしまして、それによって応募しようとする事業所の方々が試算をしていただき、今回応募されました三州さんにつきましては、年間5,000万の金額に対しては1年間で4,759万3,000円ということで、これは4年9か月の指定管理料が、総額でいくらになるかという事業計画を示してもらっておりますので、その総額でいきますと2億2,575万8,000円の収支計画のもと事業計画を作成され応募されました。

委員 前川原 正人 君

相当、当初の95%から、これはあくまでも年間でみるのか約5年でみるのかというので、若干は違ってくるといふ部分があると思うんですが、今回指定管理後、何名体制で従事するということになるのですか、仕事に対して。今まで3名だったのが民間業者さんが入られて、ある意味柔軟な対応ができるという部分は確かにあるんですが、今までの3名体制から指定管理をすることでどれくらいの体制になるのか、応援ということもありますけれども、原則として常時何人いらっしゃるという体制になるのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

先ほど現場でもご説明申し上げましたが、今現在は場長を兼務する形で基本的には4名体制をとっているところでございます。ただし場長が事務的な業務がほとんどでございますので、今後は事務的な部分は本社のほうでしていただくということで、現場で3名現場で働いていらっしゃる方々と同じ程度のレベルの方々が3名入っていただくということを業務仕様書の中でうたっております、それぞれ、し尿処理に関する管理業務技術者という資格を持った方が必ず一人はいなさいよと。全員ということではなくてですね。そういう形で重複してもいいから、それぞれ資格が必要な項目がございますので、その項目を取得した人を配置しなさいという条件にいたしているところです。

委員 前川原 正人 君

それと今までと、今回の指定管理者は三州衛生公社さんなんですけれども、結局今までと形態といいますか、業務内容は確かに職員の方が3名、現業職員、事務職員、臨時の方がいらっしゃるんだけれども、実際の主要な部分というのは業者さんが実際入っていたわけですか。まったく入っていなかったという理解でいいわけですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

牧園・横川地区し尿処理場につきましては、霧島市直営で運転管理をいたしておりました。

委員 新橋 実 君

あそこの施設は24時間といわれておりましたけれども、勤務される方は365日すべて働くわけではないと思うのですが、その勤務体制をまず教えてもらえませんか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

牧園・横川地区し尿処理場の今の現場の現業職員の勤務体制ということで申し上げますと、我々と同じように月曜日から金曜日までの朝8時15分から17時までの勤務時間になっております。先ほど搬入時間が8時半から16時半までということで、その前後で準備をしたり片づけをしたりということになっております。それから月に1回というか、収集業者さんの収集の関係で、どうしても年に1回か2回は土曜日も開けてくれというようなこともございますので、それは協議により開けております。その際は超勤なり振替なり、勤務体系によっては変動されているところです。土曜、日曜はそういう意味では原則休日でございます。何かトラブルがあった場合に呼び出されるという体制になっております。

委員 新橋 実 君

今のこの牧園地区、横川地区のし尿処理の業者ですね、これはどこがされていますか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

搬入される業者という理解でよろしいでしょうか、今現在牧園地区、横川地区の収集業の許可を受けているのが三州衛生公社さんです。そこと溝辺地区のほうの許可を受けているのが岩掃さんです。その岩掃さんのほうが溝辺地区を南部し尿処理場と分割するような形で処理をいたしておりますので、溝辺地区の一部が牧園・横川地区し尿処理場に入っているところでございます。

委員 新橋 実 君

この中で、今回4社が応募されているわけですがけれども、この4社の業者はすべて地元業者だったのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

4社の内訳といたしまして、霧島市外が3社、霧島市内の業者が1社応募されました。

委員 新橋 実 君

今のこの三州衛生公社も市外ということでもいいわけですよ。

衛生施設課長 梅北 悟 君

そのとおりでございます。

委員 今吉 歳晴 君

社員は何名くらいの事業所ですか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

事業計画書の中で社員数49名ということです。

委員 今吉 歳晴 君

この収集業務ではなくて、一番下を書いてありますが、廃棄物処理施設運転管理業務、今この指定管理しようとしておりますこういうし尿処理施設のような、どこか類似施設を運転管理業務されているのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

我々の把握している中では、プレゼンテーションという形で業者の方が示されたんですけども、その中で、お隣の湧水町のし尿処理場を2、3年前から指定管理で業務をいたしているということでございます。

委員 新橋 実 君

この最終的な処分ということで、最終的な残渣というか、これは最終処分場へ搬出されるということだったのですがけれども、これについては今どちらのほうへ搬出されていますか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ビデオの中でそのようなご紹介をさせていただいていたところでございます。焼却物は最終処分場へ埋め立てるといってしております。牧園、横川地区のごみの焼却となりますと基本的に伊佐北始良環境管理組合の未来館でございます。ですから、あそこから出る焼却灰も未来館のほうに搬入いたしております。そして未来館のほうで最終処分場に搬出してもらっているところです。

委員 有村 隆志 君

今後指定管理をされるということでありましてけれども、その際に契約を交わすと思っておりますけれども、そのときの条件というのが分かっていたら教えてください。

衛生施設課長 梅北 悟 君

条件というか、募集要項ですべて条件はうたっているつもりでございます。あとの細かい条項等につきましては5年間の基本協定というのを、指定管理を行う前に結ばなければなりません。それと年度協定ということで、1年毎についての細かい協定を結び予定にしております。それらの協定の中で協議してまいります。

委員 有村 隆志 君

その中に一応、一部燃料関係もありましたけれども、そういったときに値段の変動があると思いませんけれども、それについての協定というのがありますか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

今回の補正予算の中で、国分斎場の指定管理料の変更について補正をお願いしているところでございます。燃料費というのはどうしても今のこの世界的な状況で単価が読めない状態でございます、高騰が続いているところでございます。ですから経営を圧迫するような高騰があった場合には協議をするということで、その協定項目にいております。その協定項目で協議の申し出があったときに協議をして、変更するかどうかは、またその段階で判断させていただいております。

委員 新橋 実 君

現地のほうでもお話があったわけですがけれども、停電になった場合はそのまま止まるということですよ。もちろん連絡はいくという話だったのですがけれども、トラブルもいろいろなトラブルがあると思うんですよ。実際そこで直るトラブルもあれば、メーカーを呼んでしないといけないというようなトラブルもあると思うんですが、実際これまで管理をされた中で、自分たちで対応できなかった分について、それが何日か止まったとか、そういったことがありましたら教えていただければと思います。そしてまた今後、もしそういうことがあった場合の対応というのをどのような形でされるのか、お願いします。

衛生施設課長 梅北 悟 君

幸いなことに、停電をいたしましてもそれなりに早い段階で電気が復旧したということでございまして、今までの中では長期間運転を停止したということにはございません。また機械の故障によって運転を止めなければならないということももちろんありますけれども、そういうことは想定されますが、何と言いましても現場でご覧いただいたように、主要な設備はバックアップ体制をとっておりますので、それなりに予備品として持っているもので動かして、きちんと長期的計画に基づいてメーカーがその部分をまた、壊れたものを修理して、またそれを予備品としてそれを保管するという体制をとっておりますので、なんとか今のところ停電以外では停止したということはないようでございます。

委員 新橋 実 君

ということは、ほとんどメーカーが来て修理をするようなことはない、自分たちでほとんど修理はできるということ、その中の内容までしっかりと理解されているということで理解してよろしいですかね。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ほとんどの部品を修繕で済ませているところでございます。ただ、もちろん機械ですので難しい技術のいるものはメーカーを呼んで修繕させていると。そのときにはバックアップの部分を使わせていただいているということでございます。

委員 前島 広紀 君

先ほども質疑・答弁もありましたけれども、指定管理の公平性という観点から疑問をさせていただきたいのですが、先ほど申請団体が4団体あって、市外が3と市内が1団体ということだったので、この4団体の中で代表者が同一の方であるという団体はないのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

それぞれ事業所の所在地もまったく別で、もちろん代表者の方もまったく別ということは確認できております。

委員 前川原 正人 君

今回指定管理をされるということで、24年7月1日から29年の3月31日までという4年9か月間ということになっているんですね。これは何か大きい理由があったわけですか。普通は3年ないし5年くらいというのが大方の見方なんでしょうけれども、4年9か月という中途半端な時期といえますか、長さになっておりますが、その辺についてはどうなんでしょう。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ご説明申し上げましたように、方針に基づき我々は、し尿処理場というものが指定管理者制度による管理運営が適当かどうかをいろいろ検討してまいりました。その中で全国的なもの、県内の状況、それこそお隣の湧水町の状況、それぞれ確認いたしまして、今回指定管理できるという判断をいたしましたので、することに手続きを進めたところでございます。その際、どうしてもまず元々の条例が指定管理できる条例になっておりませんでした。ですから9月定例会で指定管理できる体制になるように条例改正をさせていただきました。その条例改正をした手続きの関係で、どうしてもこういう半端な時期になってしまったということです。

委員 前川原 正人 君

先ほど、1袋あたり15kg、乾燥した汚泥を堆肥として100円で売りますよということでおっしゃったんですが、この指定管理の中の自治法第244条の6の中で、周知させることができるという文言が入っているんですね。料金等が発生した場合。その辺についてはどういう扱いになるわけですか。今までどおりでいくのか、それともその指定管理者の裁量によって、運営は変わらないでしょうけれども販売の方法が変わったりとか、そういうことも十分想定されるのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

ほかの施設でございまして、公園等につきまして自主事業ということで指定管理者がそれぞれ収入を上げるためにいろいろなささいということとなっておりますが、このし尿処理場につきましては、もう収集区域が決まっております。霧島市内のもでないということで、販路を広げるわけにもまいりません。また、投入手数料というのももちろん出てまいります。その投入手数料につきましても今回この指定管理者の収入にするのではなく、またこの堆肥の代金につきましても指定管理者の収入にするのではなく市の収入にするということで協議をいたしました。そのほうが、より効率的だということで判断いたしております。

委員 新橋 実 君

霧島市には、今日行きました牧園・横川し尿処理場と南部し尿処理場があるんですけれども、南部し尿処理場のほうが後でできているわけですがけれども、今放流水の水質というのが書いてありますよね。この辺で、南部し尿処理場と比較してどうなのかということをお伺いしたいわけですがけれども。

衛生施設課長 梅北 悟 君

水質につきましては、もちろん環境に対する規制値がございまして。その規制値は両施設とも大幅にクリアできる状態で運転・管理しております。ただ、南部し尿処理場を建設する際に、あそこには法の規制値よりも、より規制の強い状態を自主規制値として設定しているようでございます。そういう意味では、こちらのほうはより厳しく監視をしているところではございますけれども、排出される水質検査の結果につきましては、毎月同じような形で水質は安定した状態で放流できているということでございます。

委員 有村 隆志 君

先ほどビデオでありましたけれども、この施設はゲートボール場があるということで、そこら辺の配慮というのか、指定管理になったことで使いにくいよとか、その前に現在使っているのでしょうか。使っていないようですね。地域の方のために道路が少し狭いような気がしますので、そこら辺の配慮も何かあったら気をつけていただくような配慮もしていただければと思いますので、そこら辺の協定書などに近隣に関する提言というのが入っておりますか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

この施設はどちらかというと迷惑施設の分類に入ります。ですから環境に対しての配慮という項目で、敷地内の草払いはもちろん、それなりの側溝の清掃とか、それぞれ定期的に行いなさい、今現在も行っておりますが、行いなさいということもうたっております。また、ゲートボール場のほうも本当は来ていただきさえすれば使っていただきたいのですが、今現在どうしても利用が少ないということになっております。

委員 有村 隆志 君

近くの方から苦情が来ていることとかは、今までありましたか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

我々が聞いている中では1件も今のところございません。

委員 前川原 正人 君

先ほど指定管理の中で、4業者公募しましたというふうにおっしゃんですが、そのうち1社が霧島市と。そして3社がほかの市外なんだとおっしゃんですが、この指定管理者の概要を見ますと33ページの議案の資料の中には湧水町になっているんですね。ここはどういう考え方というか理解をしたらよろしいのでしょうか。

衛生施設課長 梅北 悟 君

市外の業者ということです。住所地は市外ですが、ただ、営業所といいますか作業所が、現場に今日お越しいただいたときに、処理場の手前にちょっとしたスレートの小屋がありましたけれども、あそこが営業所ということになっております。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第14号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

〔休憩 午後0時02分〕

〔再開 午後1時00分〕

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第4号、霧島市国民健康保険条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

生活環境部長 平野 貴志 君

議案第4号、霧島市国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。現在、本条例第2条におきましては、国民健康保険運営協議会の委員の定数につきまして、

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人と規程しているところですが、国民健康保険制度の中の退職者医療制度につきましては、その財源が、被用者保険等保険者の拠出金から賄われていることから、退職者医療制度の実施主体である本市と、拠出者である被用者保険等保険者の関係者で緊密な連携を図り、更なる本市の退職者医療制度、引いては本市国民健康保険制度の円滑な運営を図ることを念頭に、この度、新たに被用者保険等保険者を代表する委員を加えるため、本条例の所要の改正をしようとするものです。なお、この被用者保険等保険者を代表する委員の定数につきましては、2人としております。また、現在の国民健康保険運営協議会委員の任期が平成24年3月31日までであることから、改正条例の施行期日も、新委員体制となる平成24年4月1日としております。以上、宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 前川原 正人 君

今回部長のほうからありましたとおり、被用者保険等保険者を代表する委員の定数につきまして2人としておりますということで、また体制が変わるわけですが、これは結局今のところ被保険者を代表する委員が4人、保険医または保険薬剤師を代表する委員4人、公益を代表する委員4人ということで12人、これからまた2人追加をするということで理解するわけですが、この選定方法などはどのように選考を考えていらっしゃいますか。

保険年金課長 小野 博生 君

新しい委員の選定の方法ということですが、被用者保険について、鹿児島市などがもう入れてらっしゃるのですが、そこに聞いてみますと全国の健保協会とか市町村共済の事務局があるそうです。そちらのほうから委員のお願いをしているということをお聞きました。ですので、私どももその辺りのところ、あるいは大企業で健保を独自に持つていらっしゃるところもございます。ですのでそこら辺をあたって、お二人を県内の中であたっていきたいと考えているところでございます。

委員 前川原 正人 君

県内ということをおっしゃったのですけれども、霧島市内という選択肢はないわけですか。いわゆる保険という全体の中での位置づけという理解になるわけですか。

保険年金課長 小野 博生 君

表現が悪かったのですが、大企業の場合は国分に京セラさん、ソニーさんがございますので、もしそちらで独自の健保を持ってらっしゃるのであればお願いできるのかなと思っていますところでございます。

生活環境部長 平野 貴志 君

ただいまの件で補足といいますか、被用者保険等の保険者としては、全国健康保険協会、市町村職員共済組合、それから県職員の共済組合、学校共済組合など、そういうもののほかに企業の部分もありますので、そういうところの部分でどのようなものが本市にふさわしいのかということを選んでいくということでございますので、市内にないものもございまして県内でという表現をさせていただいたところでございます。

委員長 松元 深 君

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようなので、これで議案第4号に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午後1時5分」

「再開 午後1時10分」

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

保健福祉部長 宮本 順子 君

議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。主な改正理由は、今回策定しました平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画（新すこやか支えあいプラン2012）の事業を実施することに伴い、介護保険料の改正を行う必要があるため、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

それでは、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。今回の改正は平成24年度から平成26年度までの3か年間の第5期介護保険事業計画（新すこやか支えあいプラン2012）を実施していくために、介護保険条例の所要の改正をしようとするものです。改正内容につきましては、介護保険料の所得段階第4段階の基準額を月額4,600円、年額55,200円に改正し、また、第3段階を細分化し調整率を100分の63の特例3段階を新たに設け、年額を3万4,776円に、またこれまでの特例4段階を継続し年額を4万8,576円とするものです。次に、これまで実施要綱で定めておりました霧島市保健福祉事業に関することにつきまして、条例で規定しようとするものです。なお、施行期日は平成24年4月1日からとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 松元 深 君

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 前川原 正人 君

この議案については、宮内議員も質疑の中でお聞きした部分があるんですが、若干重複するかもしれませんが、まずお聞きしたいのは、今回先ほどの課長の説明の中で介護保険料の所得段階の部分の4段階の基準が月額4,600円、年額5万5,200円に改正して、3段階を細分化して調整率を100分の63ということで、特例の第3段階を設けたということでご説明いただいたわけですが、また特例の部分でも4段階で年額4万8,576円ということで説明いただきましたが、大体この細分化をすることでどれくらいの方たちへの恩恵というか、どれくらいの人たちが対象になるんでしょうか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

4段階の特例分については前回から行っておりますので、ちょっと試算をしておりますけれども、対象者といたしましては、3段階の方々が3年間の被保険者数というのがトータルで2万1,438名見込んでおります、3段階につきましては、4段階については、ちょっと計算いたしますので、今回3段階を設けたということで2万1,438人の方に影響があるわけですが、その特例の3段階を設けなかった場合で保険料として収入がいくら減収になるかという部分でお答えいたしますと、3年間で

7,858万6,000円ということではじき出しております。それだけの保険料が特例の3段階を設けなかった場合、増収になるという話でございます。被保険者数について個々に申しますと、特例の3段階が平成24年3,868名、それから第3段階が3,132名、25年度の特例の第3段階が3,949名、3段階が3,197名、平成26年度が特例の3段階が4,029名、3段階が3,263名となっております。特例の3段階の方々の総数が1万1,846名、3段階は9,592名ということで、特例の3段階にあたる人が人数は若干多いということになるようです。

委員 前川原 正人 君

市長の市政方針及び提案理由の中の21ページの中で、低所得者の保険料負担をさらに軽減することという文言があるんですね。ですから、ここだけを見れば確かに軽減ということにもなるんでしょうけれども、全体でみた場合、押しなべてみた場合にはどうなんですか。結局このピンポイントで見れば今おっしゃるとおりなんですよ。全体像でみた場合、例えば、それは認定率だったり様々な要因が絡み合ったりする部分があるんですけど、どういう分析をされていらっしゃるんですか。

長寿・介護G長 住吉 謙治 君

全体でみた場合ということなんですけれども、例えば平成24年度の第1段階の方の割合が2.0%です。そして第2段階が26.6%、特例の第3段階が13.4%、第3段階の方が10.9%、特例第4段階が11.0%、第4段階が11.1%、第5段階が18.0%、第6段階が7.1%ということで、総体で100%になります。

委員 前川原 正人 君

それとですね、大体その今回これを条例制定するとなると、24年度の4月1日から26年度まで3か年間、これをずっといわゆるプランに則って、これで保険料が決まっていくということになるんですが、今までの実績をみたときに、要は、いわゆる今まで行政側が出されてきたこのすこやかプランの地域支援事業費を除いた部分と認識をしているんですが、それから見たときに伸び率というのはそんなに、想定内で伸びていたと思うんですけども、問題はこれまでの第4期の事業計画の保険給付費で21年度の実績と、そしてすこやかプランにおける標準給付費では、大体、これはあくまでも計算上ですけども、4億8,096万円の開きというか、かい離があったわけですよ。22年度の実績では5億753万円の開きというか、かい離があったわけですけども、今回のプランを基にする全体でいえば4,600円の負担増とみることもできるんですけども、その4,600円の根拠、結局それを算出した根拠というのが当然あるべきだと思うんですよ。だからそこはこういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

今委員のほうからご質問のあった部分について、資料を用意しておりますので、お配りしてよろしいでしょうか。

委員 松元 深 君

はい、お願いします。

[資料配付]

長寿・介護G長 住吉 謙治 君

私のほうから今お配りいたしました資料に基づきまして、積算の根拠について説明をさせていただきたいと思っております。4ページにわたっておりますけれども、まず1ページが国の基本的な考え方ということで載せております。厚生労働省のほうでは、1行目にありますように、全国の平均基準額、これが5,000円を超えると。具体的に言いますと、第4期よりも1,000円増の5,200円程度になるのではないかというような試算がされているところでございます。そこで、保険料というのを抑制していかなければいけないということで、①と②というのがございますけれども、まず一つ目に都道府県財政安定化基金の取り崩し、そしてそれを市町村に交付というのがございますけれども、この財政安定化基金というのは都道府県に設置されておまして、国と県と市町村がそれぞれ3分の1ずつ拠出して基金を作っているわけですけども、給付額が予想を上回って伸びが生じた場合とかということで、財源が不足するような常態が生じたときに、市町村のほうに貸し付ける基金というものを持っているわけなんですね。ところが、全国的にはこの貸し付けの実績というのが伸び悩みというか低下しております。会計検査院のほうから拠出者に返したらどうかというようなことで、取り崩しが出来るように24年度からなったということでございます。そして、②のほうが介護給付費準備基金ということ

で、市が持っておりますこの基金の取り崩しをして、抑制に充てたらどうかということでございます。厚生労働省としては、基金の6割、これを下回るような取り崩しであれば理由が必要だということでございます。それから(2)の中に負担能力に応じた保険料の負担というのがありますけれども、先ほど前川原委員のほうからございましたように、第3段階、これを細分化したらどうかということでございます。そして、特例の第4段階につきましても、霧島市も前期からやっておりますが、これも継続してはどうかというような考えでございます。そして(3)に第1号被保険者の負担率というのがございますけれども、この介護保険の給付費というのは、100%あればその内の25%が国、都道府県が12.5%、そして我々市町村が12.5%、これで50%ですね。残りの50%は保険料でということで、第2号被保険者が29%、第1号被保険者が21%ということに今回からなりました。前回までは第1号被保険者が20%だったのですが、今回21%に、そして第2号被保険者の負担率が30%から29%にということで、人口の比率の変化に即応したということでございます。それから給付費の加算ということで、3年に1度の介護報酬の改定がございましたけれども、ご存知のとおり1.2%の改定となったというのが国の考え方でございます。2ページ目に、じゃあ霧島市としてはどうするのかという考え方ですけども、今提案しておりますように4,200円を4,600円ということで基準額の設定をしております。今回この保険料が増加する要因は何かということで①から⑥に挙げておりますように、1つ目は要介護認定者の増加、例えばこれが22年の12月31日、5,110人おりましたけれども、これが23年の12月末になりますと、5,305人ということで、1年間195人増加しておりますが、例年、毎年150人程度伸びているというような状況でございます。この自然増があるということですね。そして2番目には第4期中に国の緊急基盤整備の形で上乗せの整備をしたものがございますけれども、この影響もあると。そして3つ目には、今回の第5期で地域密着型サービスの整備とかそういったものを進めていくという部分で増加している傾向にあります。それから4番目に、第4期のときには、介護従事者処遇改善特例臨時交付金というのを国から交付されまして、これに基金を条例でつくって充てたという、これがございますので、この影響もあると。そして5番目に介護給付費の加算ということで1.2%の改定があったと。そして6番目にこの1号被保険者の負担割合が20%から21%に引き上がったというこの6つの視点で、保険料が上がった要因となっております。そして(2)のところで、じゃあそれをどうやって抑制していくのかということで、先ほどございました県の財政安定化基金の交付が約7,200万円あります。これを充当していこうと。それから市の基金ですけども、23年度末、これは今年の5月末予定しておりますけれども、7億2,800万円あると。このうち第5期で取り崩すのが5億1,800万ということでございます。第4期では5億4,200万取り崩しをしたところでございます。第4期のときには国から70%以上取り崩すようにという指示がございましたけれども、今回は71%の取り崩しということにいたしております。それから所得段階につきましては、この第3段階を細分化したということ、それから特例の第4段階につきましても継続しているということでございます。3ページ目に、じゃあどうやってこの介護保険料を算出したのかという根拠を示しておりますけれども、一番上の表ですね、標準給付費というのが24年度、25年度、26年度、3か年の合計が出ております。これ千円単位になっておりますので非常に見づらいんですけども、地域支援事業も含めて3年間の総額というものが267億5,718万5,000円と見込んでおります。これを1号被保険者の負担割合が21%ですので、56億1,900万9,000円というのが1号被保険者の負担になると。その後プラスマイナスというのがございますけれども、これに調整交付金というのがあります。国から入ってくるものなんですけれども、基本的には5%なんですけど、後期高齢者の加入割合であるとか、あるいは高齢者の所得格差というものを調整するために、霧島市の場合が多めに配分がまいりますので、4.25%多く交付される関係で、1号被保険者の負担がそれだけ減るとみていただければと思います。それから今回条例改正でも入れておりますけれども、保健福祉事業費ということで、例えば安否確認を兼ねた配食サービス、これを13万食、大体350人の方にとというのが対象になっておりますけれども、あるいは介護用品の支給であるとか、認知症高齢者の早期発見事業とかいうのをこの保健福祉事業費でやっておりますので、1号被保険者の保険料でまかなっておりますので、プラスにしていると。それから準備基金の取り崩しということで、約5億1,800万ということですね。それから県の財政安定化基金の取り崩しで交付されるものを7,200万円程度差し引きまして、保険料収納必要額というところが大きな枠で困っておりますけれども、3年間で40億7,753万2,000円、保険料の収納必要額が必要だということでございます。そして、大体その保険料の収納率というのを98.7%と見込んでおりますので、

これを割り戻す形で算定して、そしてここに所得段階別の加入割合補正後の被保険者数となっており
ますけれども、これが皆さんが第4段階だった場合に想定したときの人数を7万4,841人としてい
ると。それを12か月で割った4,600円というのが基準額になるということです。その基準額の横に
「※」じるしで準備基金取り崩し額による影響額というのがあります。ここにマイナスの585円とい
う金額がありますよね。それから財政安定化基金の取り崩し額による影響額が82円です。これを2つ
足すと667円なので、本来であればこの4,600円プラス667円、つまり5,267円というのが本来の保険料
になるはずなんです。ここから基金があったために、これだけに抑えられたというふうにご理解い
ただければと思います。最後の4ページにつきましては、それぞれの段階別の月額保険料、そして
年額がいくらあるかというのを示しておりますけれども、この特例第3段階というところが今回新設
いたしまして、基準額の63%の額を設定したということでご覧いただければと思います。

委員 前川原 正人 君

大体根拠というのはよくは分かりませんが、大体は分かりました。要するに、本来であれば財政安
定化基金というのは市町村に金がないときに取り崩して借りてくださいよという性格のものだったん
ですよ。最初の発端は。ところが各市町村が保険者になっていて、要は借りれば利子ですので、返
済とかありますので、それをやらないで自前ですべてやりましょうというのが今までのやり方だった
と思うんですね。ただ、問題は結局本会議の中でも出たことですが、22年度が実績ですが、基金の
実績でいくと6億9,066万円、そして実質収支でいきますと、2億3,161万8,000円の黒字
ということで、結局今まで第1、第2、第3とずっとやってきて、累計が9億2,000万円程度です
かね、計算上ですけれども、それだけ黒字というか、それだけ裕福な会計だったわけですよ、ある意味
では。ただこれは国の基本的な考え方の元で今先ほどおっしゃいました6つの理由によって、今回こ
ういう施設の整備だったりとか、制度そのものは国でして、実施主体は市町村と自治体となっている
わけですが、そこでお聞きしたいのは、いわゆる今までもこれまで儲けてきたという言い方は
おかしいですけど、ある程度裕福な会計だったわけですよ。ある意味では保険者が保険料を払って、
その分が、使われなかった分がずっと貯まってきたといえますか、累計になってきたという部分があ
るんですけど、行政の施策として政策的な問題点として、この今までの基金あるいは歳入、歳出の差
し引いた黒字分のその一部を、例えばもっとこう負担軽減のために使うとか、そういう検討はなかつ
たわけですか。

保健福祉部長 宮本 順子 君

給付と負担の割合というのは、そのバランスをとるとするのは非常に難しく、部内でもかなりこ
の件につきましては検討をいたしました。200円上げたらいいのではないかと、300円上げたらとか、月
400円で落ち着いたというところなんですけれども、この400円の値上がり分といいますのは、他市町
村に比べると大変少ないです。そしてなおかつ基金を第4期と同じように5億円超を取り崩すという
決断をいたしました。それと、今後次の第6期の介護保険の事業計画のことも考えておかなければ、
もし今回値上げをしないでギチギチでやった場合に、第6期で例えば1,000円とか1,500円とか、それ
くらいの保険料の値上げというのは果たしていかなるものであろうかということも考えました。そこ
でいろいろ取り崩しの基金も財政安定化基金も全部取り崩しても4,300円程度にしかありません。基
金を取り崩しても4,300円です。そうしますと、今度は基金のない状態で、もし今どんどん有料老人
ホームが増えたり、それから小規模多機能ホームの分も今回入っていますので、そういう施設に係る
費用というのが伸びてくるであろう、それから認定者数の人口増に伴いまして、高齢者人口が団塊の
世代がどんどん伸びてきますので、それでも伸びてくるであろうということを考えますと、基金はや
はりある程度残しておかないと、どうしてもなくなりますと大変なことになりますので、その部分
を見越して今回4,600円という金額を決めたところでございます。ぜひその辺のところは協議も十分
いたしましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員 前川原 正人 君

それと先ほどいただいた資料の中で、23年度末の基金積立額が、これは出納閉鎖時のことでは
しょうけれども、7億2,800万円と、そして第5期の取り崩し額で5億1,800万円と。今部長が言われた部分
ですよ。約5億2,000万円。そして第5期の残高が2億1,000万ということなんです。要は第6期
以降、それはもうおっしゃるように、老人人口が増えていって、少子高齢化が進んでいくことはもう
目に見えているわけですよ。ただ、問題はその取り崩しをしても結局第1号保険者の部分については、

ちゃんと歳入として間違いなく入ってくるわけじゃないですか。だからそういうこともバランスというのでしょうか、給付じゃなくて今度は取り崩すんだけど、また次に入ってくるというそういうバランスというのも当然黙ってても入ってくるわけじゃないですか、ある意味。そういうのはまったく、協議はされたでしょうけれども、その辺の経過、どのような議論というんですか、そういうことは全くなかったわけですか。ただ、取り崩して、今後のことだけでこんだけの値上げをしなきゃならんという根拠は先ほどお示しをされたわけですがけれども、黙ってても第1号保険者の分は入ってくるわけですので、その辺の保険給付費とのバランスという点からみたときにどうだったんですか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

もちろん収支のバランスについては検討いたしました。今議員がおっしゃる収入は間違いなく入ってくるということで、今ここに被保険者数の数も挙げております。段階ごとの人数もちゃんとあっております。やはり今委員がおっしゃるとおり、高齢化が進んでどんどんこの給付の出していく金額というのが増えていくわけですね。それをどの程度見込むかという部分で、そこに収入と支出がプラスマイナスゼロでは、これは経営ができないんですよ。ですから、やはりある程度余裕を持ったそういった収支を考えていかなければ、今健全な運営とありがたい言葉をいただきましたけれども、市としてはやはりサービスを受けられる方や市が、財政的に非常にマイナスを出して運用していけないということになると大変なことですので、儲かるとかそういう部分の考えではなくて、健全な経営を進めるためには、どうしても支出はこれだけ見込まれる、だからそれに対してこれだけ付加しないといけないというような逆の考えから、この保険料は算出してあるわけです。ですから、収支が今、今後3年間についても、儲かるつもりでしているわけじゃございませんので、結果的にサービスを受けられなかった方が見込みより少なくなれば、その分が支出が減って基金のほうに回っていくだけのことでありますので、こういうふうにサービスを受ける方もこれだけなるんだという見込みの上で収支を立てておりますので、そのような理解をしていただきたいと思います。

委員 前川原 正人 君

結局、見込みですので先のことは分からないというのは分かるわけですよ。確かに分かります。しかし今までのデータというか、例えば平成21年度の保険給付費でみると、大体69億7,775万円と、今度はいきいきプランのほうは、標準給付費で74億1,671万円ということで算定をしているわけですね。結局そのかい離が出てきたわけですね、現実問題として。だから今課長がおっしゃるように、歳入と歳出のバランスを取りながら赤字になったら大変だというのは分かるんですけども、このかい離をどこでじゃあ是正といいますか、改善ができるのかということなんですよ。だからこの3年間の第5次を決めてしまうと、もうこのまあいってしまうわけですよ。もう3年間は動かすことはできないわけですので、だからそういう部分から見たときに、どうしてもかい離が出ているわけですね、21年度では大体4億6,000万くらいですよ。22年度では5億753万円という、結局億単位でのかい離が出ているわけですよ。だから本来であれば見直さなければいけなかったと思うんですね。だから国の施策として、確かに6つの理由があるわけです。それはもう従わざるを得ないという一つの制約的なものがあるというのは理解をするわけですがけれども、ただ政策的に霧島市として、このかい離というのをどこかで改善をしないと、結局あくまでも見込みでしかこれはもう立てられない部分がありますけれども、そういうことは検討はまったくできなかったということなんですか。

長寿・障害福祉課長 西 哲郎 君

委員のほうから改善という言葉がちょっと意味が分からないんですが、確かに5億円ほど最終的には残金が出たということであって、できるだけ決算に近い数字を出さないといけないということだと思うんですけども、ご存じのとおり介護特会は今回も約86億円の当初予算を計上する予定でありますけれども、その中の給付費も今ここに書いてあるように、年間81億円、24年度がですね、81億標準給付費で書いてありますよね。これが81億円の見込みをしておりますけれども、3か年間の今後の計画の上で新しい事業も取り組む予定でございます。そうしてくると、やはりこれだけの給付費の見込みでいいのかと、本当にやっていけるのかと逆に自分たちは不安なところがあるんです。それでどうしても81億ということは、大体月に換算しますと6億数千万円という数字が出ると思うんですけども、4億、5億というのは1か月の給付費にも満たない部分でございます、そうなりますと1割もない数%なんですよ。こういった部分の結局金額的には4億、5億と大きいですけど、介護保険のこの給付費の総体からみると、もう1割にも満たない金額で、このくらいの言わばかい離という表現を

おっしゃいますけれども、要はクッション部分ですよ、余裕ですよ。こういった部分がなければ、先先の話になりますけれども、もし足らなくなったらどうするんだと市が責められるんですよ。皆さん議員の方々も何でそんな経営をしたのかと皆さん方がおっしゃるはずですよ。だから市としては、やはり収支をちゃんと見つめて、それに合った予定を組んでこういう保険料についても決めたわけですので、そういう意味でご理解いただきたいと思います。

委員 有村 隆志 君

おっしゃるとおり年々金額が、支払額が増えて81億ということでございますので、値上げをすること先ほど少しお話がありましたけれども、新しい事業もということでございましたので、その辺のお示しできるものがあれば教えていただけますか。

長寿・障害福祉G主任主事 南郷 正輝 君

新たに国のほうで創設されました制度について、そしてそれが保険料徴収分にかかってきますので、その制度の簡単なご説明をさせていただきます。まず一つは今回の介護保険制度のキーワードは地域包括ケアとなっております。自分の住み慣れた地域で保健医療福祉のサービスを受けられるように何を受けられるのかということを考えます。とりわけ入院費あるいは施設の入所に関わる保険料の上昇分というのが国のほうも危惧しておりますので、住み慣れた自宅で少しでも住み続けるためにどんなサービスが必要かという観点で、いくつかのサービスが創設されております。その一つが定期巡回随時対応型訪問介護看護と長いですが、よくキーワードとしておられるのは、24時間の定期巡回随時対応サービスといわれております。従来のホームヘルパーサービスは1週間のうち、何度か24時間のうち1時間だけホームヘルパーに来て、それで終わりというサービスが常でしたが、しかし、排泄介護あるいは食事介護を含めて、1時間だけ来てもらっても介護者の助け、あるいは独居生活の助けにならないという考え方がございましたので、その随時対応、定期巡回というのは、1日を15分単位あるいは20分単位で区切って、1日必要なときに何回もご自宅にお伺いしましょうというようなサービスを新たに創設しようと考えております。私どもの市のほうでも25年度中にこのサービスを取り入れることはできないかということで給付の予定のほうに入れております。それが1点目でございます。もう一つがサテライト型の小規模多機能型居宅介護というサービスになります。サテライト型の小規模多機能型です。小規模多機能ホームが本市にもございますが、ただ一つ施設を建てますと数千万というお金が出てまいります。いくつも市民に充足させるほどいくつも建てるようになりますと給付額も上がりますので、サテライトという名前のおり、例えば福山圏域ですと、小規模多機能が今上場にしかございません。しかし、下場の住民の方も考えないといけないということで、サテライト型を設けますと、上場の施設が下場のほうで施設を同時に開設すると、サテライトとして解説することができるという制度になっております。その制度も25年度以降に取り入れられないかと考えております。あともう一つが複合型サービスというのがございます。この複合型サービスというのも小規模多機能ホームにつけるサービスです。小規模多機能ホームは現在は介護が中心のサービスを行っていますが、医療ニーズも高い方も大変増えてきておりますので、看護師等を小規模多機能ホームに余計配置することによって、プラス小規模多機能ホームに加算していきましょと。それで介護と医療を充実させた小規模多機能ホームを作り上げていきましょという制度になります。これも25年度以降として見込んでおります。いずれも24年度中に検討を行いまして、早期に市民の方々が在宅で住み続けることができるように、制度を市でも見解できればと考えております。以上で新規サービスに関するご説明を終わります。

委員 前川原 正人 君

今3つのサービスを25年度以降やっていこうということで、定期巡回の24時間型の対応サービスと、そして2つ目はサテライトの小規模多機能型と、3つ目が複合型の多機能ということで、いわゆる幅を広げましょということになるんでしょうけれども、大体23年度の利用者というのは、大体85前後の利用者さんがいらっしやったと思うんですね。その数字上ですけれども。それで見た場合に利用者数の絶対数というのはどういうふうにみていらっしやるんですか。それは先ほどの質問の今後の3年間の推移というのとリンクすると思うんですが。

長寿・介護G長 住吉 謙治 君

この定期巡回随時対応型の訪問介護看護ですが、これにつきましては、24時間で365日、資格を持ったオペレーターが電話で対応して、決められた日時に定期的に訪問する定期巡回サービスと、ケア

コールがあった時に臨時に訪問するということができるような制度です。これを、24年度は準備期間ということとさせていただきます。25年度に月の平均利用者を12人、26年度に25人と見込んでいます。それから複合型サービスにつきましても、同じように平成24年度は準備期間という事で、平成25年度12人、26年度に25人ということで見込んでおります。

委員長 松元 深 君
ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、これで議案第5号に対する質疑を終わります。ここで暫く休憩します。

「休憩 午後1時53分」

「再開 午後1時59分」

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。

まず、議案第4号、霧島市国民健康保険条例の一部改正について、何かご意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、何かご意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、次に、議案第14号、牧園・横川地区し尿処理場の指定管理者の指定について、何かご意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようなので、これで自由討議を打ち切りたいと思います。ただいまから、議案処理に入ります。まず、議案第4号、霧島市国民健康保険条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

委員 前川原 正人 君

私は、議案第5号、霧島市介護保険条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加します。今回の条例改定は、今後第5期介護保険事業計画における3年間の条例の改定になるわけですが、先ほどの議論の中でも明らかになりましたとおり、確かに年々給付は増加をするというのは否めない事実でございます。が、しかし、今までの実績、第4期事業計画の保険給付費でも見て分かりますとおり、21年度の実績と、これまでの健やか支え合いプランにおける標準給付費では、4億5,896万円のかい離といいますか、差額が生じている状況でございます。また同時に平成22年度では5億753万円の開きがあり、この開きが大きかったことが、先ほどの議論の中でもお示ししましたように、多額の基金が積み立てられると、確かに今後どういう状況になっても、自分の会計の中で処理をするというのは当然ですが、やはり政策的に、今、本当に年金暮らしの皆さん方、自営業者の皆さん方、40歳以上になりますと当然介護保険料を徴収されるわけですが、霧島市がもっと政策的な部分で、基金の、全部とは言いません、一部を使って、負担軽減のために役立てるべきだということを指摘いたしまして反対の討論といたします。

委員長 松元 深 君
ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第5号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

賛成者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号、牧園・横川地区し尿処理場の指定管理者の指定について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それではお諮りします。委員長報告については、委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにいたします。次に、会次第の3、その他です。閉会中の所管事務調査については項目を「生活環境行政について」及び「保健福祉行政について」とし、提出しておくこととよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ以上で本日の日程はすべて終了しました。したがって、環境福祉常任委員会を閉会します。ご苦労様でございました。

「閉会 午後2時6分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 松元 深